

一般社団法人 大阪府マンション管理士会
入会金及び年会費等に関する規程

一般社団法人大阪府マンション管理士会（以下当法人という。）は、定款第13条第5項の規定に基づき、会員が納入する入会金及び年会費等に関する規程を次のとおり定める。

（入会金）

第1条 会員は、定款第11条の入会申込が承認されたときは、別に定める期日までに、次の入会金を当法人に納入しなければならない。

入会金 10,000円

2 納入された入会金は返還しないものとする。

（年会費）

第2条 会員は、次の年会費を納入しなければならない。

年会費 21,000円（支部費等は含まない。）

2 前項に拘わらず会計年度の途中に入会承認を得た会員の年会費は、その年度に限り、次のとおりとする。

入会承認月	年会費
1月～6月	21,000円
7月～12月	18,000円

3 会員が、当法人の会計年度の途中に退会した場合においては、既に納入した年会費は返還しない。

4 年会費の納入の方法及び時期は、理事会決議による。

（日管連登録料）

第3条 定款第13条第2項に定める一般社団法人日本マンション管理士会連合会（以下「日管連」という。）の登録料及び納入方法については、「一般社団法人日本マンション管理士会連合会登録マンション管理士の登録規程」の定めるところによるものとする。

（本規程の改廃）

第4条 本規程の改定又は廃止は、総会決議によって決定する。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

2 この規程は、令和7年1月1日から施行する。